平成 20 年度 EU カルテル法対応マニュアル作成に係る委託先の公募について

平成 21 年 3 月 4 日 日本機械輸出組合 通商・投資グループ

1. 調査目的

欧州委員会によるカルテル法の執行において、近年になって取り締まり件数が急増しており、 違反企業に対する制裁金額も、特に 2006 年の制裁金額の算定に関する新ガイドラインが発効以 降、急速に高額化している。例えば、2008 年末の自動車用ガラスのカルテル事件において制裁 金総額が 13.8 億ユーロと過去最高額を記録しているなど、企業経営の根幹にも影響を及ぼすほ どまでになっています。この傾向は、そのまま日本企業への調査の増加となって現れており、高額 な精査金額を課される日本企業も多くなっている。

本調査では、EU カルテル調査の全体像を示すことを中心とした EU カルテル法マニュアルを作成し、国際カルテルに対して活発化し、厳罰化の傾向を高めている EU カルテル法の執行に対する日本企業の対応の一助とする。

2. 調査内容

(1)委託内容

- ① 下記(2)の調査項目に基づき報告書(マニュアル案)を作成し、関係資料とともに日本機 械輸出組合に提出する。
- ② 必要に応じ調査内容に関する日本機械輸出組合の要望に回答する。

(2)調査項目、その要点(調査項目の一部については英文も可)

- 1. 過去 10 年(或いは 15 年)のカルテル法執行動向
 - 調査件数、摘発件数、制裁金の推移
 - ・ カルテルに関わる法規の変遷(リニエンシー制度の導入・修正、制裁金計算方法の変更、 競争総局が扱う案件の変更等)
 - ・ カルテル執行体制の変化(競争総局の調査権限の強化、届出制度の廃止、コア・カルテル 調査への集中等、特に2004年の変更について詳細に)
 - ・ その他、競争法に関係する環境の変化(経済的な影響への関心のシフト、担当委員、EU拡大等)
 - ・ まとめと今後の見通し

2. カルテル調査の流れ

- ・ 調査のフロー図
- 競争総局は何をきっかけに調査の準備を進めるのか(申立て、リニエンシー、産業セクタ

調査、独自調査等)

- ・ カルテル調査に関わる企業への通知(宛先、通知方法、即座に検討すべき事項など)
- ・ 審査(企業が要求される情報、立ち入り調査の内容について具体的に)
- ・ 手続開始から決定までの間に行われること
- ・ 措置の決定(課される具体的な措置の概説を含む)
- ・ 制裁金減額の可能性(特に調査開始後におけるリニエンシー申請のタイミング、調査への協力等)
- ・ 司法救済(第一審裁判所、欧州司法裁判所
- 3. カルテル関係法規
 - ・ 81 条
 - 概要
 - 水平的協力協定(違反行為について典型的な事例を挙げつつ具体的に)
 - 垂直的制限(同上)
 - ・リニエンシー制度
 - ・ 制裁金の計算方法
 - 和解
 - ・ 私訴(賠償金)制度の検討状況
- 4. カルテル調査への対応
 - · 社内体制
 - 調査を未然に防ぐための体制
 - 調査を受ける場合の体制
 - ・ 立ち入り調査に対応するに当たっての留意点

3. 審査基準

- ・ 申請者は、EU 競争法全般、特に最近のカルテルに係る法規の動向、並びに主要 EU 加盟国の競争法に関する十分な知識を有し、EU 競争に関する論文が多数あること。
- ・ 申請者は、EU カルテル法執行に係わる案件に代理人団の一員として係わった経験があること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

委託金額 : 400 万円(消費税含む)

契約期間 : 契約締結日から平成 21 年 3 月 31 日まで

提出物: 報告書(電子媒体)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 21 年 3 月 4 日~3 月 10 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は<u>こちら</u>、PDF 形式は<u>こちら</u>)し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 20 年 3 月 11 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9・申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 担当者名前 河合 洋一

Eメール: (y-kawai@@jmcti.or.jp)

TEL:03-3431-9348

FAX:03-3436-6455

(なお、当該情報に関するウェッブサイトは組合員限定となっております。同サイトを公募の参考にされたい方は上記担当者までご連絡下さい。)

以上